

頑張る事業者を応援する補助金の公募をします 「令和8年度第2回基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金」

問 申 農林課 農林係 ☎ 92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

今回は、**農林業者または農林業**に関する事業を行う事業者等を対象に、農業用機械等の共同化や農林業振興・支援に関する事業を再募集いたします。詳細要件等は農林課までお問い合わせください。

▽公募期間 10月1日（木）～29日（木）

▽事業実施期間 交付決定日～令和9年3月31日（水）

▽事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	補助概要
A-1 事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	・補助対象者は、事業者（農林業者含む）、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者もしくは認定農業者になろうとする者または農地所有適格法人のいずれかです。 ・補助事業者は、町内に事業所等を有する者としします。ただし、農林業者は町内に住所を有し、町内の農地を耕作している者としします。 ・新規導入または生産性の向上を伴う事業が対象となり、既存の機械等を同規模の機械等に単純更新する場合は対象外となります。 ・事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 ・予算の範囲内において補助金を交付します。 ・申請のあった事業について、国または県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 ・事業申請には要件等があります。詳しくは、農林課までお問合せください。 ・令和9年3月31日までに、事業を完了し実績報告書が提出できること。（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）
A-2 事業	共同で利用する農業用機械、施設もしくは設備等の導入する事業	
	基山町の農地を対象とした農業支援サービス事業	
C 事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入または3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

▽補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等	補助率
A-1 事業	事業費の下限 30万円 補助金額の上限 100万円	1/3 以内
A-2 事業	事業費の下限 10万円 補助金額の上限 100万円	1/2 以内
C 事業	事業費の下限 10万円 補助金額の上限 200万円	2/3 以内



町ホームページ

※補助金交付要綱や申請書の様式等は農林課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

有料広告

みんなの納骨堂 中山寺

なかやまでら

永代供養 10万円～

檀家制度なし

葬儀可能

生前契約

宗派不問

好立地

基山町小倉1645 TEL 0942-92-2557

※町外の方は、基山町ふるさと納税返礼品としてもお求めいただけます。「ふるさと納税 基山町 中山寺」で検索。

随時見学受付

全福岡
けやき広場
丸幸ラーメン
マツハ重機
基山駅
至鳥栖

エオス
国道3号線

みんなの納骨堂